

フランシスク・コワニエ —『外国人雇入鑑』と『太政類典』からの考察—

澤 護

お雇い外国人に関する資料を調べてみると、雇傭日、月給、帰国日などはもちろん、氏名の原綴りなどにも食い違いができる、どれが最も信頼がおけるのか判断にとまどうことが少なくない。調査すればするほど疑問な点がでてくるのは、ここに取り上げた F. コワニエの場合も例外ではない。『太政類典』などは、お雇い外国人の研究に欠かすことのできない基本資料であるが、その資料にも誤謬が見られるだけに、研究者としては複数の基本資料に当たらなければ、その誤りが誤りのまま伝えられていく可能性が大いにある。

明治新政府のお雇い外国人の第1号となったコワニエの名はあまりにも有名であるが、今もって彼の名前の正確な原綴りも生年月日も疑問のままで残されている。¹⁾また、後述する『外国人雇入鑑』にあるコワニエに関する一葉の記録はなんであるのか長い間の疑問であったが、この点についてはやっと解決できたように考えられるので、この面を論述し、コワニエに関する年表を日本側にある資料を基に作成し掲げることにした。

(一)

慶應四年（1868）2月25日、政府は大阪の旧幕府銅座役所を銅会所に改め、それまで幕府や諸藩の管轄下にあった鉱山を政府の元に置くことに決定した。ついで、戊辰（1868）7月にこの大阪銅会所を鉱山局と改称して会計官の下に置き、さらに同12月に鉱山司（鉱山司は会計官、民部省の所管を経て、明治3年10月の工部省創設とともに廃止される）と改め、同時に生野銀山と佐渡金山を官収したのである。これは明治元年4月の貨幣改

鑄の決定による新貨幣鑄造開始と密接な関連を持つのは言うまでもない。この時、鉱山開発に際してこれまでの幼稚な方法を改め、欧米より新しい採鉱・製錬技術を学ぼうとして地質学者や鉱山技師を招くことにした。こういったお雇い外国人のひとりにコワニエ (Francisque Coignet 1837. 3. 10—1902. 6. 18)¹⁾ がいた。

コワニエは1855年8月に、サン・テチエンヌ鉱山学校を卒業するとすぐに、フランス南部の銀鉛鉱山の坑師となつたのを皮切りに、スペイン北部の石炭亜鉛坑の坑師長を勤め、アルジェリヤとマダカスカルの鉱山で坑師長として3年ほど過ごし、1862年より1867年にかけてフランス政府よりアメリカ、メキシコの金銀銅の探知のため派遣されていたが、この時アメリカで戦乱が起きたためフランスに帰国した。この折に、優秀な鉱山技師を求めていた薩摩藩の五代才助と密接な関係があったモンブランとの出会いがあったのであろう。

慶応元年(1865)3月22日、五代才助は幕府の禁を犯かして鮫島尙信(野田仲平)、森有礼(沢井鉄馬)ら薩摩藩の留学生10数名とともに長崎の英商人グローヴァの船で欧州大陸視察に出発し、同5月28日にロンドンに到着した。五代は留学生をロンドンに残し、新納刑部(石垣銳之助)と通訳の堀孝之(高木政次)を伴い、慶応元年7月24日(1865. 9. 13)ロンドンを発ちベルギーへ向った。翌7月25日、駅に出迎えたモンブラン伯に会い、彼の別荘で2日間過ごした。その後、五代はほぼ毎日のようにモンブランと会って、薩摩・ベルギー貿易商社設立の計画、1867年のパリ大博覧会でモンブランを薩摩藩のヨーロッパ代表にする件などの検討がなされた。五代とモンブランの詳細は、五代の滯欧手記である『廻国日記』に詳しいが、五代は貿易商社を設立し武器の輸入・製造、さらに紡績、製茶などの国内産業の拡大を意図し、その財政の基盤を薩摩藩の鉱物資源に求めた。ここで、鉱物資源の開発に際し、優秀な鉱山技師の雇傭が問題となり、その人選を五代はモンブランに一任し、後日コワニエが選ばれることになった。

フランシスク・コワニエ

コワニエは五代の招聘に応じ、モンブランとともにフランスを後にすると、この時の日本の政情は明治天皇の践祚、徳川慶喜の太政奉還などの急変により、五代にとってはコワニエらの来日は「招かざる客」へと変貌していた。このため、五代は田中静州（朝倉盛明）を伴い、モンブランとの数々の契約が実施できなくなった旨を説明のために上海に向い、コワニエ、モンブランらを出迎えたのである。これは彼らの来日を断念させる意図があったが、コワニエらにしても40数日の船旅をして上海まで着いた以上おめおめと諦められるはずもなく、結局、上海より長崎を経由して鹿児島に上陸した。²⁾慶應3年11月8日のことである。しかし、薩摩藩の地下資源の開発の見通しは全くなく、コワニエの身分も極めて不安定なものであった。

太政奉還、明治新政府の成立といった急変の中で、五代才助は慶應4年1月に参与職外国事務掛、さらに大阪府権判府事と政界にあってはなくてはならない主要人物にのしあがっていた。この時に五代はコワニエを薩摩より大阪へ招致した。これには薩洲と外国官への達として、「元年六月二十九日 薩州藩雇仏人コニエヲ会計官ニ雇入ス」との雇替えを示す指令がある。しかし、コワニエが大阪表に出頭したのは明治元年9月のことで、これは大阪外国官運上所がコワニエに渡した明治元年9月12日付の6カ条より⁴⁾なる定約証書がある。この証書を見ると、雇入期間は1868年10月より1869年9月までの1年で、給料は年に洋銀9千枚という莫大な金額であった。コワニエの雇入れを示す資料は他にもあって、それには「千八百六十八年十月一日山口氏ト「コワニー」氏トノ間ニ取結タル条約」とあり、これらふたつの資料は一致している。つまり、コワニエの正式な雇傭日は1868年10月1日からで、この点では明治新政府のお雇い外国人の第1号ということになる。先の資料の山口氏とは、大阪外国官運上所の責任者だった人物であることは間違いないく、おそらく慶應4年当時大阪府判府事試補で、明治2年外国官判事となった山口繁（範）蔵であろう。

コワニエは明治元年9月に契約を結ぶと、この月の終り（または10月初旬）に大阪在勤の鉱山司判司事試補の朝倉盛明（田中静州、朝倉静吾を改名、旧薩摩藩のフランス留学生で1865年五代才助とともに医師留学生として渡欧した。23才であった。パリ滞在中にコワニエと会っていたとも考えられる。明治2、3年鉱山司判司権大佑、明治4年鉱山寮権助、明治5、6年鉱山寮権助正六位、明治7～9年鉱山寮助正六位、明治10～12年鉱山局権大書記官正六位⁶⁾らとともに生野銀山点検のため生野へ赴いた。これに際して次の達がだされている。

「戊辰九月

今般但馬国生野銀山為點検近々仏蘭西人同道御用役々出張候条兼テ御交際ノ趣モ有之候間通行ノ路次府県並藩領共末々ニ至迄不作法ノ儀無之様相達置可申事」⁷⁾

生野の金蔵寺に仮住いをし、僅か1カ月たらずの期間内に広範な調査をなしたコワニエは、明治元年10月に生野銀山の調査報告をまとめ鉱山局より上申するが、この「鉱山開発に関するコワニーの提議及び鉱山局上申書」を見ると、「生野銀山、中瀬金山共に十分に金銀が出るに相違ないので、一時も早く器械を設けて本業に取掛りたい」とし、それに必要な器械類の設置とそれにかかる経費として2万ドルの見積りをだした。さらに、フランスより土質家1名、抗鑿職人4名を招聘するように進言し、日本で製作できる器械類は横須賀や横浜製鉄所で製造した方が破損した時に修理に便利であるとしている。また、生野銀山を学業実験場とし、お雇いフランス人が教師となって学生を教えれば、幾多の人材を輩出できるとも建白した。したがって、人材が十分にできないうちは、他の鉱山にあっては旧来通りの旧法をもって当たるのが得策だとしている。これによって、将来の鉱山開発および経営に必要な人材を養成する目的で生野山下に生野学校が創立

フランシスク・コワニエ

され、明治元年に1名、2年に2名、3年に2名、4・5年に5名ずつの学生が入学を許可され、¹⁰⁾コワニエらより鉱山学、地質学、植物学などの講義を受けた。

翌2年3月、コワニエは会計官判事齊藤篤信¹¹⁾から鉱山局職員と金銀製錬設備のための器械類購入等の打合せをしたが、この時の「鉱山開発に関する仏人コワニエ応接書」なる資料では、生野銀山開発の見通しが立ったことをものがたっており、さらに、「本国御雇之人員最早今日より十日之内には着可仕哉と奉存候（一部略）御雇之土質家壱人は在阪仏国コンシフル方に私一同同居之積」と記録している。

ところで、コワニエは明治3年7月頃より生野を離れ、7月下旬に五条県吉野郡の紫園山、高原山、柄尾山などを初め摂津国の多田銀山の調査・視察をし、さらに鉱山開発について政府との打合せなどのために明治4年3月頃まで生野を留守にしている。明治4年1月、コワニエは参議大隈重信より受けた日本の鉱業に関する質問に答え、長文の「日本国抗政策」¹³⁾という回答をよせた。これは江戸に於て書かれたものだが、コワニエはこの「抗政策」の中で、まず政府が率先して模範鉱山を経営し、次で民間に鉱山業を興こさせるべきであると建白している。さらに、できる限り早い機会に全国に鉱抗を広めたいのであれば、生野や佐渡など6カ所の採掘を興すことだとした。さらに、この「抗政策」は工部省や鉱山局などの行政面にまで細かく触れており、経営する側の立場からの考察もなされている。これは、来日以前の抗師長や局長時からの経験に基づく進言であったろう。なお、「抗政策」の末尾には次のような付記がしたためられている。

「千八百七十一年第一月二十九日江戸に於て大隈君

謹て御所望之報告書を呈候若し訳官其翻訳に於て解し難き点有之候ハバ
僕十分其質問の相手を可致候其人雇間何時に拘らず法蘭西客館（オーテ

ルフランセ)に入來有之不苦候僕其好次第に解釈可致候也至敬謹言

¹⁴⁾
コワニエ」

先の「抗政策」を大隈重信に送った僅か数日後に、コワニエは大隈に対して、「私の報告に対し貴殿より何ら御連絡を戴けないでいる。私に通訳するためデュ・ブスケ氏を望んでいられるのかと存じますが、私は英語を話せますので、私と何らかの話し合いをしたいのであれば、私どもの英語の通訳が致します」と英文にて手紙を書き送っている。コワニエとしては大隈との会見を望んだのであろうが、「抗政策」はフランス語で提出されたのであれば、それを日本語に翻訳するのにデュ・ブスケの力を借りなければならなかったわけで、大隈としては返事のしようもなかったと思われるが、この手紙からコワニエのいかにも勤勉な態度と、「抗政策」の報告が自信に満ちたものであったことを看破できる。なお、この年の9月29日¹⁵⁾(明治4年8月15日より雇継3年)には、伊藤工部大輔と再改約をし3年のお雇い期限が延長された。ところで、明治4年8月の再契約の日より、次章で掲げる明治5年8月の資料までおよそ1年あまりの間、コワニエに関する足跡は全くつかめない。これまで述べてきたように鉱山開発の黎明期にあっては、当然コワニエの提議・建白が重要視されている時期だけに、彼の建議や各地鉱山の視察・点検といった記録があってよさそうに思われるが、全く発見されない理由は一体なんなのであろうか。

(二)

『外国人雇入鑑』の明治5年8月30日付け記録の中に、コワニエに関する資料がある。『外国人雇入鑑』とは、明治3年から明治5年に至る間の官雇・私雇のお雇い外国人に係わる記録で、大判の厚手の和紙に毛筆(草書体)で認められ、その一葉一葉に外務省の割印(朱印)が押捺されているものである。これは、「恐らくこれは雇入れ免状発給控えの台帳であったものであろう」と考えられているが、若干の疑問をはさまないわけにはいかない。取りあえず、その記録を掲げると次のような形式になっている。

壬申八月三十日	外務省	外務省朱割印	壬申十一月十二日	コワニエ	記
筋無故障相通可申候事	届候條御国人同様接待致シ路	右之者今般京都へ罷越候儀聞	同人妻	仏国人	鉱山寮雇
			同人從者		
			三人		

伊藤工部卿と再契約を結んだ明治4年8月から1年を経た記録であるが、少なくともこの記録からは雇い入れの免状発給控えといった面を考えさせない。『外国人雇入鑑』の他の個所を見ると、日光旅行や富士山登山といった記述も見られるところから、このコワニエの記録は内地旅行の安全を依頼して許可された手形の発給控えとみなすべきであろう。「御国人同様接待致シ」という条は、この手形を所持している者は政府が雇った者であるから、その地方（例えば、武藏国とか伊豆国）を通過する際には、地元の人々と同じように面倒をみるようという意で、いわば内地旅行の通行免状と考えた方が筋が通る。その根拠に、「壬申十一月十二日戻ル」の書き込みがある。これは明治5年8月30日にコワニエに発給した通行免状が、不要になったために外務省に返送されてきた日を示すものであろう。それでは、明治5年8月30日にコワニエは夫人と従者を伴い、この外務省より発給された通行免状を持って京都を経由し、どこへ向ったのであろうか。この『外国人雇入鑑』の一葉の記録が持つ日付の謎を解くと、あるいは明治4年8月より明治5年9月の1年間の空白期が埋られるのではないかと調査しているうちに興味ある新聞記事にぶつかった。結論を先に言えば、この間コワニエは一時フランスへ帰国していたのである。彼がフラン

スに一時帰国したことを示す論文等はこれまでもあったが、筆者としては未だこれを裏付ける資料は発見していない。この点は当時のフランス郵船の船客名簿でも発見されると完全に解決されるが、取りあえず当時の船の運行表から判断してみると、1871年10月1日横浜出航のフランス郵船「ヴォルガ」号か、同10月15日出航の同「ゴダベリー」号のいずれかの船に乗ったと推定される。¹⁹⁾

これに対して、コワニエの復路の足取りはほぼ解明することができた。彼は1872年8月4日にマルセイユ出航のフランス郵船「ペイ・ホ」号 (Pei-Ho 1900トン) に上船し、9月12日に香港でやはりフランス郵船の「ヴォルガ」号 (Volga 960トン) に乗り換え、同9月21日に横浜に着いた。この再来日の折に、コワニエはマリー夫人と1名の侍女を伴なっていた。²⁰⁾ コワニエ夫妻らは横浜・東京に10数日滞在すると1872年10月3日に今度は横浜よりP. M. S. S. の「オレゴニアン」号 (Oregonian 1914トン) に乗り兵庫に向った。1872年9月21日に横浜に着き、そのまま兵庫に向うのであれば、同9月24日に横浜より兵庫に発つ「ジャパン」号 (Japan 3850トン) があるので、それに間に合ったはずであるが、一船遅くらせた理由は工部省に出頭して仕事上の打ち合せなどがあったためであろう。ここに、先に示した『外国人雇入鑑』の記録が登場することになる。「鉱山寮雇 仏国人コワニエ、同人妻、同人従者三名 右之者今般京都へ罷越候……」の記録にある「壬申八月三十日」の日付は、コワニエ夫妻が横浜に着き、兵庫に向う間のものであり、当時の欧字新聞にある船客名簿の「コワニエ夫妻と侍女」の記事とも完全に一致し、コワニエが明治5年8月30日に外務省に出頭し「通行免状」を受け取っていることがわかる。つまり、『外国人雇入鑑』の記録は、コワニエ夫妻が兵庫に着いてから播磨国、摂津国、山城国、但馬国を経由する間に、何らかの事故に巻き込まれないよう安全を保障してもらうための「通行免状」だったと判断できる。

ところで、コワニエがフランスに一時帰国する日を1871年10月1日と仮
72

フランシスク・コワニエ

定すれば、香港で乗り換えマルセイユに着くのが11月17日のことである。再来日の折にマルセイユで上船するのは1872年8月4日のことであるから約9カ月の間フランスに滞在していたことになる。コワニエがまかされた医師や技師の選択と器械類の発注だけにしては長期間すぎ、それらの事柄だけのことであれば手紙で依頼するだけで十分だったので、もう少し別の理由があったような気がしてならない。もっともコワニエは体力頑強でなかった（明治10年帰国してからリューマチに悩まされ、それが原因で就職できなかつたふしがある）だけに、ある程度の期間は静養を強いられた可能性はある。しかし、コワニエがこの時期にどうしても帰国しなければならなかつた理由を考えると、身内の者の不幸とか婚姻といった面があげられる。結婚となれば本人が行かないことにはどうしようもなく、こういった例は数多くのお雇い外国人にあってはたびたび持ち上つた事柄であったろう。一例をあげれば、横須賀製鉄所のお雇いフランス人だったリッショニー（Luccioni）は結婚のため、片道の船賃を日本側より借り受けて一時フランスに戻っている。しかし、彼の場合はこの帰国が凶とて、再来日の折に横浜を目前に船の遭難にあって伊豆沖で海のもずくとなってしまった（明治7年3月20日の夜半に起こつた「ニール」号の沈没事故で、107名もの犠牲者をだした）。

コワニエが慶応3年11月に鹿児島に来日した折には夫人を伴っていたとされているだけに、別の原因を追求しなければならない。しかし、慶応年間の来日の折の夫人同伴に関しては裏付け資料を見ていないだけに、コワニエの生れ故郷のサン・テチエンヌ市と、彼の夫人マリー・シスレイの故郷リヨン市に調査依頼をしているので、近い将来この面については何らかの進展があるものと期待している。

(三)

コワニエは明治7年9月25日より1年ごとの継続で9年9月30日までお雇い期限が延長されるが、9年10月1日より月雇いとして日本に留まるこ

とになった。彼のお雇い期間についてもうひとつの問題がある。「明治11年各庁雇外国人表」の中に、「鉱山局 仏 コワニエ 鉱山師長 五月二八日満期帰国金二千円賞与」とある。²²⁾ この記録だけを見れば、コワニエは明治11年5月27日に満期帰国したことになるのだが、「解傭年月（明治）十年一月」とした記録などがあって1年以上ものずれが生じ、いずれの記録が正確なのか判断にとまどう。明治10年4月、工部省が調査した「徴傭外国人名刺及職員居所調」を見ると、鉱山局関係ではコワニエの義弟レオン・シスレーら8名のフランス人の名前はあるが、コワニエの名前はなく、明治10年4月には既に彼は鉱山局を解雇されていたことを示している。明治9年9月30日にお雇い期間が満期になった段階でコワニエは生野を離れ、鉱山関係の第一線から身を引いていたと考えられる。したがって、明治9年10月1日よりの月雇いは、工部省側がコワニエの数々の業績に対しお礼の意味をこめて月々800円もの高給を支払っていただけのことであろう。この頃より帰国の時まで東京の「第二大区十一小区芝伊皿子町廿二番地長応寺工部省官舎」に住んだと考えられる。²³⁾
²⁴⁾

事実、これを裏書きするように、コワニエは夫人と同伴で明治9年10月28日に三菱郵船の「ネバダ」号 (Nevada 2145トン) で上海へ発ち、約6週間上海に滞在した後の同12月21日に上海旅行より横浜に戻っている。これはコワニエがフランスへ帰国する直前の旅行だけに、観光旅行といったものであったろう。コワニエ夫妻は翌年の明治10年1月30日にフランス郵船「メンザレ」号 (Menzaleh 1509トン) に上船し、横浜を発ち、2月6日に香港出航の「アヴァ」号 (Ava 1900トン) に乗り換え帰国の途につき、3月15日にマルセイユに着いたのである。したがって、『太政類典』にある「明治十一年五月二八日 満期帰国」の記録は誤りであることがわかる。『太政類典』は『太政官日誌』や『公文録』などから典例条規を淨書して採録したものであるだけに、書きうつす際に日にちを誤って書いたのではないかと考え調査してみると、コワニエの解傭日に関しては明らか

に『公文録』から転載する際に誤ったものであることがわかった。『公文録』に「鉱山局御雇仏人コワニエ、御賞与之儀ニ付伺」なる資料がある。²⁶⁾これはコワニエが帰国する直前の明治10年1月17日に工部卿伊藤博文より太政大臣三条実美に対し、「(コワニエが)今般満期帰國候ニ付而ハ右御賞トシテ金弐千円并適當之賞牌下賜候様致度」とした伺である。この上申に対して裁可されるのは明治11年5月28日のことで、この時の指令按には「伺ノ趣賞金弐千円下賜ノ儀ハ聞届候勲章下賜ノ儀ハ賞勲局總裁へ可申出事」とある。²⁷⁾上申より裁可されて太政官よりの指令があるまで1年数カ月も経過しているなど他に例がないが、この指令の明治11年5月28日の日付を『太政類典』の書き手が『公文録』の内容をよく読まずに、コワニエの満期帰国と結びつけてしまった誤記だということになる。したがって、コワニエの満期解雇の日は明治10年1月30日が正しい。

ところで、コワニエの勲章下賜の上申に対し裁可までに1年数カ月もたっているのは、どのような理由によるものか不明であるが、あるいはコワニエに対する批判があったのかも知れない。生野銀山には24名のお雇いフランス人がいたが、その内の誰ひとりとして叙勲の対象になっていない。明治9年より45年までにあって叙勲を受けたお雇いフランス人は57名を数えるが、²⁸⁾鉱山局関係の叙勲者は皆無である。コワニエの場合であれば、勲二等旭日重光章を叙賜されたはずであるが、工部省より賞勲局への賞牌請求がなされなかったものなのか、後日横浜で発行された欧字新聞の記事で批判された件と何らかの関連があるのかは今のところそくざに言及することはできない。欧字新聞の記事とは、「ジャパン・デイリー・ヘラルド」の明治11年9月から10月にかけての記事中に、「パリ博覧会に於ける日本」という論説が何度かに渡って掲載され、その中で日本鉱山に関してかなり鋭い批判がなされている。この新聞記事の言及は本稿の目的ではないので、この点に関しては他日に譲るが、「1874年の鉱物製産高表にある金373キロの製産高、銀9,700キロの製産高などの数字はその4~5パーセント

³⁰⁾
以下でしかない」と手厳しいものである。おそらく、この新聞を読んだの
であろうコワニエの親友ポール・オジエは、リヨンにいるコワニエに次の
ような手紙を書き送った。「君は近ごろ日本の新聞でつまらぬ記事にされ
ているぞ、君は生野で莫大な費用をかけた設備をやらせ、あてにもならぬ
約束をしたといって叩かれている、おまけに日本を去るときある人に生野
鉱山は絶対見込がないと言ったというのだ。この記事が日本で出ている欧
³¹⁾
字新聞の全部に載ったので私はびっくりした。」³²⁾このような私信や新聞記事
を読むと、鉱山局内部や市井の人たちの間でいろいろと批判が高まっていたのは想像がつく。この頃のお雇い外国人に対する一般の人々の風当たり
も強くなっていたらしく、エドワルド・キヨソネ (Edoardo Chiossone)
が得能良介らと関東、中部、近畿地方の1府12県を約5カ月にわたって美
術調査に赴いたことがあったが、これも「高い民間の金を使って外人と写
真をうつしあるく」と『団団珍聞』で風刺されているのと共通した面が見
られる。コワニエが叙勲されなかったのも、先の新聞記事とつながりがあり
そうに思えてならない。

ところで、コワニエは帰国してからサン・テチエンヌ、リヨン、ラ・テ
ラスに住んでいたが、仕事上の面では幸運から見放されており、技師とし
て活躍することはなかった。鉱山技師としての職場を強く求めていたコワ
ニエではあったが、日本滞在の10年間の空白はあまりにも大きく、また健
康上の理由にも左右されていた。高給を受け優遇されていた日本から故国
に帰ってみると、ポストがなかつたりして不幸な生涯を過ごすようになる
のは、多勢のお雇い外国人に共通して見られる現象だけに不都合を感じな
いわけにはいかない。

本稿にあたって、国立公文書館、都公文書館、外務省外交資料館、早稲
田大学図書館の資料を利用して戴いた。記して謝意を表したい。

フランシスク・コワニエ

フランシスク・コワニエ年譜

年月日	事項
1837. 3. 10	サン・テチエンヌに生まれる。 ¹⁾
1853.	サン・テチエンヌ鉱山学校に入学。
1855. 8. 15	同校卒業。（席次12名中 5番）
1855 ~ 1857	フランス南部の Vialas 銀鉛鉱山の技師となる。
1857 ~ 1858	スペイン北部の石炭鉛亜抗の抗師長を勤める。
1858 ~ 1860	アルジェリアの Gar-Roudan の銀鉛銅抗の抗師長を勤める。
1860 ~ 1861	マダカスカルの探地開抗会社の工師長となる。
1861 ~ 1862	フランスのアレール製鉄所の局長となる。
1862	フランス政府がマダカスカルのラダマー一世の許に派遣した大科学探険隊に加わる。
1862 ~ 1867	米国カリフォルニア、ネバダ洲、およびメキシコへ金銀銅等の探知のためフランス政府より学術巡見使として派遣される。
慶応 3. 11. 8 (1867)	五代才助の招聘により、モンブラン伯らと鹿児島に到着する。
慶応 3 ~ 4	薩摩藩の山ヶ野金山、芹ヶ野鉱山、神殿鉱山などを朝倉盛明と検分。
明治元. 6. 29 (1868)	薩洲藩雇コニエを会計官に雇い入れの指令。（薩洲藩および外国官へ達）
明治元. 9. 12	大阪外国官運上所とお雇い契約。（雇入期間 1868年10月より1869年9月まで、月給 洋銀 750枚）
1868. 10. 1	山口氏とお雇いの条約を結ぶ。（山口氏とは、慶応4年大阪府判府事試補、明治2年外国官判事の山口繁（範）蔵と思われる。）

年 月 日	事 項
明治元. 9. —	生野銀山点検のため、朝倉盛明らと生野へ向う。
明治元. 10. —	太盛山、金ヶ瀬山を点検する。
明治元. 10. —	鉱山開発に関して提議をし、鉱山局より上申する。
明治元. —. —	生野山下に生野学校を創設し、コワニュ教授職を兼ねる。
明治 2. 1. —	生野銀山に据設する器械、熔鉱炉を横須賀製鉄所に注文する。(3年1月落成)
明治 2. 2. —	銀鉱製煉の小器械を米国に注文する。(3年3月設置)
明治 2. 3. 25	会計官判事斎藤篤信斉ら鉱山局員と質疑応答をする。
明治 2. 8. 26	お雇い期限が2年延長される。
明治 3. 7. 27	五条県吉野郡の紫園山、高原山、柄尾山、天和山を視察調査する。
明治 3. 8. 13	大阪に戻る。
明治 3. 9. 25	摂津国多田銀山を視察調査する。
1871. 1. 29	参議大隈重信の質問に対し、鉱山開発に関する回答をなす。
1871. 2. 3	上記の報告について、大隈重信に対して書簡を送る。
1871. 9. 29	伊藤博文工部大輔と再契約。(明治4年8月15日より雇継3年)
明治 4. —. —	生野に大器械の設置(フランスへ注文、明治9年落成)、職工10名、医師2名の雇入れを建議する。
1871. 10. —	フランスへ諸器械の購入、医師、職工らの雇傭のため一時帰国。

年 月 日	事 項
1872. 9. 21 (明治 5. 8. 19)	フランス郵船「ヴォルガ」号で横浜に着く。(妻と召使を同伴)
明治 5. 8. 30	外務省より「通行免状」を受ける。
1872. 10. 3 (明治 5. 9. 1)	P.M.S.S. 「オレゴニアン」号で、横浜より兵庫に向う。(10月 5 日兵庫着)
明治 5. 11. —	銅鉱器械据付の計画、および採銅の予算をなす。 金ヶ瀬山、千株山、元林山、天授山、鶯光山、生林山、鷺林山の 7 抗を開鑿する。
明治 5. —. —	住友家の依頼により別子銅山を視察する。
明治 6. 4. 18	山陰道へ点検のため派遣される。
明治 7. 4. 8	生野に於て『日本鉱物資源に関する覚書』を編む。
明治 7. 9. 25	鉱山頭吉井亭とお雇い期限を 1 年延長の契約をする。 (8. 9. 30まで)
明治 7. —. —	製鉱に際し、石炭火力を用いず水車をもって運転し、経費節減を説く。(7. 4. 23 横水車 2 個設置)
明治 8. 10. 12	鉱山頭大島高任と傭継条約を結ぶ。(8. 9. 30より 1 年)
明治 9. 6. 12	阿仁・院内の諸鉱山を巡検する。
明治 9. 10. 13	9 年 9 月 30 日で満期のところ、満期後の月雇いが認められる。(9. 10. 1 より 10. 1. 30 まで)
明治 9. 10. 28	三菱郵船の「ネバダ」号で上海へ旅行する。 (妻同伴) 11 月 5 日上海着。
明治 9. 12. 21	「ネバダ」号で上海より横浜に戻る。
明治 10. 1. 17	帰国に際し、賜金 2,000 円と賞牌下賜の儀につき、工部卿伊藤博文より太政大臣三条実美に上申される。

年 月 日	事 項
明治10. 1. 30	満期解雇。
明治10. 1. 30	フランス郵船「メンザレ」号にて帰国、香港にて「アヴァ」号に乗り換え、3月15日マルセイユに到着。
明治11. 5. 28	賜金2,000円下賜の儀聞届けられる。
明治35. 6. 18	サン・テチエンヌにて逝去。 ³³⁾ （妻との間に子供なし）

- 注 1) コワニエの原綴りに関してはいろいろの書き方がある。例えば、サン・テチエンヌ国立高等鉱山学校より筆者宛ての書信では、Jean-François Coignet とある。しかし、コワニエ宛の手紙が数10通残されており、それらの中には Francisque Coignet と書いてあるものも何通かがあるので本稿ではそれに従った。なお、『太政類典』のコワニエ履歴の記述では、「鉱山師ゼアン、フランソハ、コハニー、ハ、千八百三十六年生ル當年四十一歳ナリ」とある。生年月日も1835年、1836年生まれとの記載があるが、本稿での1837.3.10生まれの記述は、サン・テチエンヌ市およびサン・テチエンヌ国立高等鉱山学校よりの御教示によった。
- 2) コワニエの来日した日には、慶応3年10月または11月の記録がある。彼の上船した船名から足取りを追っているが、いまだ船名などは明確ではない。
- 3) 『太政類典』(第一編第五七巻第二類)
- 4) 「大隈文書」(A3990, A3991)
- 5) 『太政類典』(第二編第七二巻第二類)
- 6) 『官員録』(明治2年5月、須原屋版)
『職員録』(明治3年6月、和泉屋版)
『袖珍官員録(工部省)』(明治4,5,6年)
『掌中官員録 全』(明治7年)
『官員録 全』(明治8,9,11年)
『官員名鑑 全』(明治10年)
『明治官員録 全』(明治12年)
- 7) 『(工部省) 布達全書附録』(十一丁)
- 8) 「大隈文書」(A3993)
- 9) 同 上
- 10) 『工部省沿革報告』226頁

フランシスク・コワニエ

- 11) 「大隈文書」(A 3994)
- 12) 同 上
- 13) 「大隈文書」(A 4008)
- 14) 同 上
- 15) 「大隈文書」(C 185) 1871年2月3日付書簡で、江戸で投函された。署名は、Coignet F. としてある。
- 16) 『太政類典』(第二編第七二巻第二類) では、「後藤工部大輔」と記載している。
- 17) 『資料 御雇外国人』80頁(ユネスコ東アジア文化研究センター編)
- 18) 『外国人雇入鑑』(明治五年一月至同年九月)
- 19) 高橋邦太郎「技術仏語學習(1) 生野鉱山学校」(『日本仏学史研究』第6号)では、「コワニエは四年五月には、医師、機械技師、職工等を選考採用のため、一旦、仏国に帰った」とある。
コワニエ著・石川準吉編訳『日本鉱物資源に関する覚書』23—24頁(昭和19年刊 羽田書店)では、「器械の購入から据附、職工・坑夫の雇入等一切をコワニエが擔當することとして、横須賀造船所に於て製造すべき器械の代價を除いた諸費用として洋銀六萬五千枚の半額を携帶、残り半分は兩度に亘って追送する約束の下に、(明治四年)九月コワニエは故国に向って発航した」とある。
- 20) The Japan Weekly Mail (1872. 9. 21号) に、「Mr and Mrs. Coigne and servant maid」と記載されている。
- 21) 注19) の高橋邦太郎氏の論文中に「慶應三年九月モンブラン伯、フランシスク・コワニエ夫妻と坑夫一名が乗った仏船を上海の埠頭で出迎えたのは五代と朝倉であった」とある。
上野益三『お雇い外国人』(自然科学) 20頁には「1867年秋に夫人を伴って来日」とある。
- 22) 『太政類典』第三編第拾七巻第二類に含まれている。
- 23) 『工部省沿革報告』204頁
- 24) 『外國人雇入取扱参考書』第二巻(3門9類3項1号)に含まれている。
- 25) 『府下居住各國人明細表』
- 26) 『公文録』工部省之部 明治十一年
- 27) 同 上
- 28) 同 上
- 29) 拙稿「叙勲を受けたお雇いフランス人」(『仏蘭西学研究』第8号)
- 30) The Japan Daily Herald (1878. 10. 11号)
なお、同紙の1878. 10. 9号にコワニエのことと推定される記事もある。
- 31) Paul Ozier は東京府華族従三位 島津忠義に招かれて来日した鉱山技師で、コワニエの紹介によるものであった。オジエは明治10年7月22日

アメリカ経由で横浜に着き、主に山ヶ野鉱山で働いた。彼はサン・テチエンヌにいる時に、コワニエの代理として、レニオル (Regnault) やリュスタンベルジェ (Lustemberger) ら鉱山局雇いとなる坑夫・職工らの契約者でもあった。明治15年1月21日横浜より帰国した。

- 32) 1878年10月14日付オジエよりコワニエ宛私信。（矢島祐利『コワネ文書について—鉱山技師コワネとオジエの新資料一』29頁）
- 33) 「死亡証明書」の写しによる。これによると、コワニエの名前は Jean François Coignet とある。したがって、コワニエの（洗礼）名は「ジャン フランソワ」が正式で、「フランシスク」は知人・身内間での通称であったと判断できる。